

小笠原世界遺産センター公式 Instagram 運用方針

関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所

1 目的

本方針は、関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所（以下、「当所」という。）における小笠原世界遺産センター公式 Instagram (https://www.instagram.com/ogasawara_whc) のアカウント（以下、「公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定めます。

2 基本方針

公式 SNS は、小笠原諸島世界自然遺産地域及び小笠原国立公園の自然情報や小笠原世界自然遺産センターの開館情報、イベント開催情報等を発信することを通じ、小笠原諸島世界自然遺産地域及び小笠原国立公園の魅力を発信することを目的として運用します。

公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等を行いません。意見・問い合わせについては、RO-OGASAWARA@env. go. jp において受け付けます。

3 運用方法

公式 SNS は、当所が運用し、次の情報等を発信することとします。

- ・小笠原諸島世界自然遺産地域及び小笠原国立公園の魅力を伝える記事、写真及びイベント情報並びにこれに付随する情報

4 免責事項

- ・公式 SNS の投稿情報の正確性については万全を期しておりますが、当所は SNS ユーザーが公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・当所は、SNS ユーザーにより投稿された公式 SNS に対する「リポスト」、「コメント」等について一切責任を負いません。
- ・当所は、公式 SNS に関連して、SNS ユーザー間又は SNS ユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、Instagram の規定に準じます。

5 利用者による不適切な書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など環境省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

- ・人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当所の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、当所が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- ・Instagram の利用規約に反するもの

6 著作権

公式 SNS の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、当所に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は、別紙に定める方法により、必ず出典を明示してください。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省 HP 上に掲載します。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合があります。

8 管理者

公式 SNS は、当所が管理します。

令和4年2月16日 施行

(別紙)

著作権について

小笠原世界遺産センター公式 Instagram で公開している情報(以下「コンテンツ」という。)は、以下の(1)及び(2)に従って、転載、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

(1) 出典の記載について

ア. コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:小笠原世界遺産センター公式 Instagram (<https://www.instagram.com/XXXXXX>)

イ. コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また、編集・加工した情報を、あたかも環境省が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「小笠原世界遺産センター公式 Instagram」(<https://www.instagram.com/XXXXXX>)
をもとに〇〇株式会社作成 など

(2) 第三者が権利を有するコンテンツについて

ア. コンテンツの中には、第三者(関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所以外の者をいう。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者からの利用の許諾を得てください。

イ. コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

ウ. 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。